

2022年6月1日

各 位

会 社 名 株式会社 高速  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 赫 裕 規  
(コード番号 7504 東証プライム)  
問合せ先責任者 社 長 室 長 三 田 村 崇  
(電話 022-259-1611)

**第59回定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示情報について  
(法令および定款に基づくみなし提供事項)**

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、第59回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ(<https://www.kohsoku.com>)に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

1. 事業報告の以下の事項

- 「会計監査人の状況」
- 「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- 「会社の支配に関する基本方針」

2. 計算書類等の以下の事項

- 「連結計算書類の連結注記表」
- 「計算書類の個別注記表」

以 上

# 第59回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類の連結注記表
- 計算書類の個別注記表

（ 自 2021 年 4 月 1 日  
至 2022 年 3 月 31 日 ）

法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト( <https://www.kohsoku.com> )に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

仙台市宮城野区扇町7丁目4番20号



## 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたします。

- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について以下のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 日本国における会社法等を遵守し、「企業倫理の確立」と「法令遵守」を経営の最重要課題の一つとして位置付け、社長執行役員直属の「企業倫理委員会」を設置する。

当委員会において、「高速グループ倫理規程」を制定し、方針を役職員全員に啓蒙、浸透させ、関係会社をも含めたコンプライアンス体制の充実とコンプライアンスを重視する企業風土の醸成を図る。

イ. 問題の未然防止及び対応の観点から、当社社員並びに関係会社社員が気付いた時点で早期に通報できるようにするため、「コンプライアンス相談窓口（ホットライン）」を設置、対応する。通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

- ウ. 「高速グループ倫理規程」において、「反社会的勢力及び団体とは、断固として対決します。」と定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むこととする。
- エ. 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に関する諸情報を、法令・社内規程に基づき記録に残し、保存する。記録は一元的に管理、保管され、取締役は、必要に応じて常に、記録を閲覧できる体制とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 「高速グループ倫理規程」に基づき、企業倫理委員会において、リスクの把握・分析・評価を行い、適切な対策を実施する。
  - イ. 有事においては、社長執行役員直轄での対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 定例の取締役会を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行うとともに、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務を執行する執行役員及び社員の業務執行状況を監督する。
  - イ. 取締役会メンバー、執行役員等をもって構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行の進捗状況などの情報の共有化、討議を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
- ⑤ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ア. 主要な関係会社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、企業倫理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
  - イ. 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程の定めに基づき関係会社統括責任者を当社に置き、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ウ. 関係会社は営業成績、財務状況その他重要な情報について、適時に当社に報告し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を当社に回覧して報告し又は承認を取得し、必要に応じて関係会社役員が、当社の経営会議に出席してその説明をするものとする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ア. 監査等委員会の業務補助のためのスタッフを必要に応じて置くことができる体制を整えている。監査等委員会の職務を補助するスタッフの任命及び異動については、監査等委員会の同意のもと、取締役と意見を交換したうえで当社取締役会にて決定する。
  - イ. 監査等委員会スタッフを置く場合は、監査等委員会の指揮命令下で独立性を確保できる体制とする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ア. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
  - イ. 常勤の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
  - ウ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。
  - エ. 代表取締役と監査等委員会との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とする。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ア. 監査等委員会は、その職務に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができる。
  - イ. 監査等委員会は、その職務執行に必要と認めるときは、外部専門家を起用することができる。なお、これに要する費用は、⑧アによるものとする。

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに対する取組みの状況
  - 当社は「企業倫理委員会」を設置し、当委員会において「高速グループ倫理規程」を制定し、方針を関係会社含む役員職員全員に周知徹底を図るなどし、法令遵守に向けてグループ全体で取り組んでおります。
  - また、内部通報制度「コンプライアンス相談窓口（ホットライン）」を設置し、高速グループ社員が不利益を受けることなく通報できる体制を構築しております。
- ② 損失の危険の管理に対する取組みの状況
  - 「高速グループ倫理規程」に基づき、リスクの把握・分析・評価について「企業倫理委員会」を開催し、適切な対策を実施しております。
  - また、経営に重大な影響を与える可能性のある不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長執行役員直轄による対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整えております。
- ③ 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための取組み状況
  - 定例の取締役会を月1回開催し、業務執行に関する重要事項について報告・検討をしております。また取締役会メンバー、執行役員等により構成する経営会議を月1回開催し、業務執行の進捗状況などの情報共有、討議を行っております。

- ④ 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組み状況
- 関係会社は営業成績、財務状況その他重要な情報について、適時に当社に報告しております。
- 主要な稟議書などの業務執行に関する重要な文書等を当社にて回覧し報告又は承認を取得しております。また、必要に応じて関係会社役員が当社の経営会議に出席してその説明をしております。
- ⑤ 監査等委員会の実効性確保に対する取組の状況
- 監査等委員である取締役は、全員が取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議などの重要な会議に出席しているとともに、主要な稟議書などの業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めています。また、監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長執行役員との定期的な意見交換会を開催し、情報の交換を行っております。

#### **会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称  
高速シーパック(株)、(株)清和、日本コンテック(株)、プラス包装システム(株)、  
常磐パッケージ(株)  
2021年4月1日付で当社が昌和物産(株)（連結子会社）及び高速マルトモ包装(株)  
（連結子会社）を吸収合併しております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称  
日本包装工業(株)
- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金  
等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外し  
ております。

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ア. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

###### イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法  
により算定）
- ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

###### ウ. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性  
の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ア. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、機械装置及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、  
定額法によっております。

###### イ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に  
基づく定額法によっております。

#### ウ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

#### エ. 投資不動産

##### 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### ア. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### イ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転により、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、「包装資材等製造販売事業」の単一セグメントで事業活動を行っております。当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループの商品販売においては、顧客との契約は注文書による受注によって識別されております。注文書には、複数個の商品が含まれる場合がありますが、一つ一つの商品はそれぞれ別個の履行義務があります。契約の取引価格は、契約上の単価を適用した金額に変動対価（リベート）及び顧客に支払われる対価（センターフィー）の影響を反映させた金額として算定されております。当社の商品はすべて完成品の提供であり、汎用的な商品であるため、商品に対する支配は引渡又は検収時に顧客に移転し、その一時点で履行義務は充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、当社グループの役割が本人ではなく代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。



⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識していた取引について、主たる責任、在庫リスク、価格決定権の有無から顧客への財又はサービスの提供における役割を判断した結果、当社の役割が本人ではなく代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しております。

- ① 前連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと
- ② 当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に含まれる変動対価の額について、変動対価の額に関する不確実性が解消された時の金額を用いて比較情報を遡及的に修正すること
- ③ 前連結会計年度内に開始して終了した契約について、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及的に修正しないこと
- ④ 前連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、比較情報を遡及的に修正すること

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の売上高は4,826百万円、売上原価は4,610百万円、販売費及び一般管理費は215百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益の変更はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### (5) 会計上の見積もりに関する注記

##### (固定資産の減損)

当社グループは、包装資材等製造販売事業を営むために、日本国内に72箇所の営業拠点(営業所・事業所)を有しております。当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産(17,910,165千円)及び無形固定資産(767,703千円)のうち、営業所の土地建物等の事業資産を16,810,931千円計上しております。

当該事業資産については、減損会計の適用にあたり、営業拠点単位でグルーピングを行っていますが、土地の市場価格が著しく下落している営業拠点が11拠点となっています。当該営業拠点の減損損失の認識の判定について、当該営業拠点の割引前将来キャッシュ・フローの総額と当該営業拠点の固定資産の帳簿価額とを比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を計上しないと判断しております。

減損損失の認識の判定に利用する将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画に基づく予算数値を基礎としていますが、予算数値における将来の売上予想が将来キャッシュ・フローの見積りに大きな影響を与えています。将来の売上予想には既存顧客に対する売上高変動率、新規顧客に対する売上高の発生見込額及び予算期間経過後の売上高成長率などの重要な仮定が含まれています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、現時点で把握できる情報に基づき、2022年度は徐々に収束するものと仮定し、当該仮定を加味して割引前将来キャッシュ・フローの見積を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や新型コロナウイルス感染症の感染状況の長期化などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

営業取引の保証に供している担保資産及び対応債務	
現金及び預金（定期性預金）	60,000千円
対応債務は、次のとおりであります。	
支払手形及び買掛金	6,083千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	12,366,197千円
投資その他の資産（投資不動産）の減価償却累計額	136,931千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	20,973,920株	－株	－株	20,973,920株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	1,661,554株	107株	－株	1,661,661株

(注) 自己株式の増加株式数107株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

ア. 2021年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 405,559千円
- ・1株当たり配当金額 21円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月18日

イ. 2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 424,869千円
- ・1株当たり配当金額 22円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
2022年5月19日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 424,869千円
- ・1株当たり配当金額 22円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月24日

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金運用は短期的な預金等に限定しており、資金調達には銀行等金融機関からの借入による方針としております。

なお、資金需要に備え、取引銀行との間で6,130,000千円の当座貸越契約を締結し、手許資金と合わせ、緊急対応可能な体制を整備しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る未使用借入枠は、全額の6,130,000千円であります。

#### イ. 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。受取手形及び売掛金並びに電子記録債権については、販売管理規程等に従って取引先ごとの期日及び残高管理を行うとともに、必要に応じて信用状況に関する情報を収集し、リスク低減をはかっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動等のリスクに晒されております。株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、うち、時価のある株式については市場リスク管理マニュアルに従い、毎月末、時価の把握を行い、時価のない株式については金融商品評価マニュアルに従い、定期的に評価を行っております。

投資有価証券である満期保有目的の債券は、金融商品評価マニュアルに従い、定期的に評価を行っております。なお、格付の高い債券のみを対象として保有しているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に子会社株式の取得及び設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰りを当社経理部が管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額64,157千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」は短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額
投資有価証券			
(1) 満期保有目的の債券	2,117,051	2,093,609	△23,441
(2) その他有価証券	1,224,260	1,224,260	—

※金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)
満期保有目的の債券	1,104,581	1,012,469
合計	1,104,581	1,012,469

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,224,260	—	—	1,224,260
資産計	1,224,260	—	—	1,224,260

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	－	2,093,609	－	2,093,609
資産計	－	2,093,609	－	2,093,609

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 5. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

当社グループは「包装資材等製造販売事業」の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
食品容器	35,017,867
フィルム・ラミネート	17,978,526
紙製品・ラベル	12,792,283
機械・設備資材・消耗材	18,782,776
段ボール製品	5,030,260
その他	2,216,068
合計	91,817,782

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「(3)会計方針に関する事項」「④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,664円11銭

※ 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結貸借対照表での純資産の部の合計額（千円）	32,137,796
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	—
（うち、非支配株主持分（千円））	(—)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	32,137,796
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	19,312,259

(2) 1株当たり当期純利益 137円84銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書での親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,662,056
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,662,056
普通株式の期中平均株式数（株）	19,312,304

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - ② 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）
  - ③ その他有価証券
    - ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - ④ 棚卸資産  
主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。



### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転により、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、「包装資材等製造販売事業」の単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の商品販売においては、顧客との契約は注文書による受注によって識別されております。注文書には、複数個の商品が含まれる場合がありますが、一つ一つの商品はそれぞれ別個の履行義務があります。契約の取引価格は、契約上の単価を適用した金額に変動対価（リバート）及び顧客に支払われる対価（センターフィー）の影響を反映させた金額として算定されております。当社の商品はすべて完成品の提供であり、汎用的な商品であるため、商品に対する支配は引渡又は検収時に顧客に移転し、その一時点で履行義務は充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、当社の役割が本人ではなく代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識していた取引について、主たる責任、在庫リスク、価格決定権の有無から顧客への財又はサービスの提供における役割を判断した結果、当社の役割が本人ではなく代理人に該当する取引については、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。ただし、収益認識会計基準第85項に定める以下の方法を適用しております。

- ① 前事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約について、比較情報を遡及的に修正しないこと
- ② 当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に含まれる変動対価の額について、変動対価の額に関する不確実性が解消された時の金額を用いて比較情報を遡及的に修正すること
- ③ 前事業年度内に開始して終了した契約について、前事業年度の財務諸表を遡及的に修正しないこと
- ④ 前事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、比較情報を遡及的に修正すること

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高は11,545百万円、売上原価は11,330百万円、販売費及び一般管理費は215百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益の変更はありません。

## (7) 会計上の見積もりに関する注記

### (固定資産の減損)

当社は、包装資材等製造販売事業を営むために、日本国内に51箇所の営業所を有しております。当事業年度の貸借対照表に計上されている有形固定資産（11,636,964千円）及び無形固定資産(643,521千円)のうち、営業所の土地建物等の事業資産を10,261,374千円計上しております。

当該事業資産については、減損会計の適用にあたり、営業所単位でグルーピングを行っていますが、土地の市場価格が著しく下落している営業所が10拠点となっています。当該営業所の減損損失の認識判定について、当該営業拠点の割引前将来キャッシュ・フローの総額と当該営業所の固定資産の帳簿価額とを比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を計上しないと判断しております。

減損損失の認識の判定に利用する将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画に基づく予算数値を基礎としていますが、予算数値における将来の売上予想が将来キャッシュ・フローの見積りに大きな影響を与えています。将来の売上予想には既存顧客に対する売上高変動率、新規顧客に対する売上高の発生見込額及び予算期間経過後の売上高成長率などの重要な仮定が含まれています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、現時点で把握できる情報に基づき、2022年度は徐々に収束するものと仮定し、当該仮定を加味して割引前将来キャッシュ・フローの見積を算定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動や新型コロナウイルス感染症の感染状況の長期化などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                               |             |
|-----------------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                            | 5,359,666千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分表示したものを除く。） |             |
| ① 短期金銭債権                                      | 2,448,388千円 |
| ② 短期金銭債務                                      | 289,432千円   |
| ③ 長期金銭債務                                      | 1,740千円     |

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 196,578千円   |
| ② 仕入高        | 2,433,419千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 290,393千円   |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	1,661,554株	107株	－株	1,661,661株

(注) 自己株式の増加株式数107株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金繰入否認額	254,240千円
賞与引当金繰入否認額	180,697千円
棚卸資産評価損否認額	81,581千円
減損損失否認額	42,045千円
未払事業税等否認額	34,563千円
固定資産評価損	15,540千円
貸倒引当金繰入否認額	9,300千円
その他	95,288千円

繰延税金資産 小計 713,258千円

評価性引当額 △91,332千円

繰延税金資産 合計 621,925千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △92,344千円

固定資産評価益 △57,758千円

圧縮積立金 △46,021千円

繰延税金負債 合計 △196,124千円

繰延税金資産の純額 425,800千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.58%
(調整)	
住民税均等割	0.84%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.04%
評価性引当金の増減	△4.57%
抱合せ株式消滅差損益	△5.46%
その他	△1.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.45%

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

会社等の 名称	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	役員 兼 任	事業上の 関係				
高速シーパ ック(株)	0人	資金の貸借	資金の回収	30,000	関係会社長期貸 付金	520,000
(株)清和	1人	資金の貸借	資金の借入	50,000	関係会社長期借 入金	800,000
			資金の返済	100,000		
			利息の支払	9,336	未払金	747
			配当金の受入	59,369	-	-
日本コンテ ック(株)	0人	資金の貸借	決済代行サービス	2,703,089	未収入金	1,565,652
			資金の借入	900,000	関係会社短期借 入金	600,000
			資金の返済	300,000		
			資金の借入	-	関係会社長期借 入金	1,100,000
			資金の返済	-		
利息の支払	14,730	未払金	1,820			
常磐パッケ ージ(株)	0人	資金の貸借	配当金の受入	73,632	-	-

(注) 1. 議決権の所有割合につきましては、全て100.0%となっております。

なお、議決権の被所有割合については、該当事項がありません。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- ① 商品の購入価格及び販売価格については、市場の実勢価格を勘案して一般的取引に準じて個別に定めております。
- ② 資金の貸付及び借入等については、担保提供及び担保の受け入れはございません。
- ③ 貸付金及び借入金に係る利息の利率につきましては、市中金利及び当社の金融機関からの借入利率を勘案して定めております。
- ④ 配当金につきましては、配当を行う子会社の経営成績、財務内容及び今後の資金計画を勘案して定めております。
- ⑤ 決済代行サービスは、仕入債務の立替払いによる取引であります。

### (2) 役員及び個人主要株主等

会社等 の名称	関係内容			取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	役員 兼 任	事業上の 関係	議決権等の所 有(被所有) 割合(%)				
高速興産(株) (注1)	0人	事務処理の受 託	(被所有) 直接28.5%	事務処理の受 託(注2)	2,880	-	-

(注) 当社代表取締役である赫高規及び赫裕規並びにその近親者が議決権の100%を直接保有しております。

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 5.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,371円39銭
(2) 1株当たり当期純利益	214円30銭